

転入・転居に関する手続き一覧



美里町マスコット
ミムリン

詳しい内容を確認したい場合は、各担当窓口までお問い合わせください。

手続き可能時間は、◎月～金(祝祭日、年末年始を除く)午前8時30分から午後5時15分まで

★毎月第2木曜(窓口業務延長日)午後7時15分まで、第4日曜(日曜開庁日)午前8時30分～正午まで

★の場合、転入・転居届、印鑑登録以外の手続きについては、後日行っていただく必要があります。

市外局番はすべて(0495)です。

項目	手続きが必要な方	必要なもの	窓口番号/担当 (☎)
転入・転居届 ※転入日又は転居日から 14日以内	本人又は転入・転居先の世帯の方 ※必ず窓口での手続きが必要です。	○転出証明書(転居は不要) ※マイナンバーカードを利用しての転入の場合は、転出証明書は発行されません。(注)暗証番号の入力が必要 ○窓口に来る方の本人確認書類 ○マイナンバーカード(所有者のみ)(注)暗証番号の入力が必要 ○在留カードまたは特別永住者証明書(外国籍の方) ★外国からの転入の方は、 ○パスポート(全員分) ○戸籍謄本、戸籍の附票(美里町に本籍がない方) ※数か月の滞在後、外国へ戻る場合は転入の手続きは不要です。	①住民保険課 住民係 (76-1366)
印鑑登録	登録を希望する方(本人)	○登録する印鑑(実印) ○官公署発行の写真付きの本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど) ※登録する本人が来庁しない場合や写真付きの本人確認書類をお持ちでない場合は即日登録ができない場合があります。ご相談ください。 ※既に美里町の印鑑登録証をお持ちの方が転居する場合は、お手続きは不要です。印鑑登録証は引き続き利用できます。	
国民健康保険 ※転入日又は転居日から 14日以内	国民健康保険に加入している (する必要がある)方 ※前住所地で加入していた方は 転入届と併せて手続きできます。	○本人確認書類(マイナンバーカード等) ○国民健康保険証(転居の方のみ) ※新たに国保へ加入する方は、加入していた健康保険の資格喪失証明書が必要です。	
後期高齢者医療保険 ※転入日又は転居日から 14日以内	県外から転入された方で、後期高齢者医療に加入している方 ※前住所地で加入していた方は 転入届と併せて手続きできます。	○前住所地の市区町村で発行した後期高齢者医療負担区分等証明書 ○本人確認書類(マイナンバーカード等) ○委任状(代理人の場合)	①住民保険課 保険年金係 (76-1366)
	県内他市町村から転入された方で、後期高齢者医療に加入している方 ※前住所地で加入していた方は 転入届と併せて手続きできます。	○前住所の市区町村で発行した後期高齢者医療被保険者証のコピー ○本人確認書類(マイナンバーカード等) ○委任状(代理人の場合)	
国民年金(加入者)	国民年金第1号被保険者 任意加入被保険者	転入手続きをすると年金登録住所も連動して変わりますので、原則手続き不要です。ただし、届出が必要な場合もありますので詳しくは年金事務所へお問い合わせください。	
国民年金(受給者)	国民年金を受給している方		
がん検診		右記へお問い合わせください。	①住民保険課 健康推進係 (76-1366)
高齢者の予防接種		右記へお問い合わせください。	
介護保険	65歳以上の方 介護認定を受けている方	○介護保険受給資格者証 ※介護施設に入所の場合は、担当までお問い合わせください。	②介護福祉課 介護高齢者係 (76-5132)
障害者手帳	障害者手帳を所有している方	○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳	②介護福祉課 障害福祉係 (76-5132)
重度心身障害者医療	重度心身障害者医療費(障害者医療)の支給を受けている方	○健康保険証 ○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳 ○申請者名義の通帳 ○所得証明書 ※前住所地で発行したもの 1～9月申請の場合…前々年、10～12月申請の場合…前年度	
自立支援医療 (精神通院医療)	自立支援医療(精神通院医療)を受けている方	○健康保険証 ○自立支援医療受給者証	
障害福祉サービス	障害福祉サービスを利用したい方	※手帳の区分等によって利用できるサービスが異なります。 担当までお問い合わせください。	

項目	手続きが必要な方	必要なもの	窓口番号/担当 (☎)
子ども医療費	子ども医療費を受給している方 (0~18才)	○子どもの健康保険証 ○受給者名義の預金通帳 ○子ども医療費受給者証(転居のみ)	③子ども未来課 子ども福祉係 (76-2277)
ひとり親家庭等医療費	ひとり親家庭等医療費の支給を希望する又は受給している方	○受給者の健康保険証 ○受給者名義の預金通帳 ○受給者のひとり親家庭等医療費受給者証(転居のみ) ○課税(非課税)証明書(転入のみ) ※転入の前年及び転入した年の1月1日の住所地で発行したもの	
児童手当	児童手当を受給している方	【転入のみ】 ○父母のマイナンバーが分かるもの (マイナンバーカード、マイナンバー記載の住民票など) ○受給者名義の預金通帳	
児童扶養手当	母(父)子家庭の方	【前住所地で認定を受けていた方】 ○児童扶養手当証書 ○受給者名義の預金通帳 ○マイナンバーが分かるもの (マイナンバーカード、マイナンバー記載の住民票など)	
特別児童扶養手当	精神や身体に障害のある 児童の親	【前住所地で認定を受けていた方】 ○特別児童扶養手当証書 ○マイナンバーが分かるもの (マイナンバーカード、マイナンバー記載の住民票など)	
保育園等	入所中の方又は 入所を希望される方	右記へお問い合わせください。	
幼稚園	入所中の方又は 入所を希望される方	○マイナンバーが分かるもの (マイナンバーカード、マイナンバー記載の住民票など) ○就労証明書(両親ともに働いている場合)(転入のみ)	③子ども未来課 子育て支援係 (76-2277)
母子健康手帳、妊婦健康診 査費用、産婦健康診査・新 生児聴覚スクリーニング検 査費用の助成		○母子健康手帳 ○前住所地で交付された妊婦健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚 スクリーニング検査補助券	
乳幼児の予防接種		○母子健康手帳	
乳幼児の健康診査		○母子健康手帳	
未熟児養育医療		右記へお問い合わせください。	
原付バイク(125cc以下) 小型特殊車両	原付バイク(125cc以下)、小型特 殊自動車等を所有している方	○前住所地での廃車証明書	
犬の登録	犬を飼われている方	○前住所地での鑑札 (鑑札が無い場合は、新規に鑑札交付手続きを受けてください)	⑤総務課 生活環境係 (76-1115)
上水道	新たに水道を使用する方	○水道開始届	⑨上下水道課 業務係 (76-1118)
浄化槽		○使用開始報告書	
農業集落排水	新たに農業集落排水を使用 する方	○使用開始届	
公共下水道	新たに公共下水道を使用する方	○使用開始届	
小学校・中学校の転校	町内の小学校・中学校へ転校する 方又は転居により学校が変更にな る方	【転入のみ】 ○在学証明書 ○教科用図書給与証明書	⑩教育委員会 学校教育係 (76-0201)
奨学資金・入学準備金・ 就学援助		右記へお問い合わせください。	

※この一覧表は、住所変更の際に必要な一般的な手続きを記載していますが、個々の状況により他に必要なこともありますので、参考としてください。

◎以下の場合は、①住民保険課住民係までお問い合わせください。

前住所地で一覧表にない事業を受給されている場合

転入・転居と同時に戸籍の届出を予定されている場合

転入・転居されるご本人、または転入・転居先の世帯の方が手続きに来ることができない場合